

53 財團法人杉並中學校の設立（昭和十五年十一月）

（欄外注記1）

案起 昭和十五年十二月二十一日

学務課主任（津木印）  
（市村印）

知事

学務部長 学務課長（福内印）

（秋口印）（阿部印）

（欄外注記2）番号

年 月 日

部長

財團法人杉並中學校設立代表者

山崎芳次郎宛

財團法人設立ノ件

本年十月二十四日附申請相成候標記ノ件別紙ノ通り指令相成タル  
處右ハ貴法人基本金ハ之ヲ信託トナシ且左記事項ヲ履行スル  
コトヲ条件トシテ特ニ詮議相成タル旨其ノ筋ヨリ通牒有之候条  
右御了知ノ上法人ノ事業經營上万遺憾ナキヲ期セラレ度

追而基本金管理ニ関シ受託者ニシテ不適當ト認メタルトキハ  
文部大臣ハ之ガ変更ヲ命ズルコトアルベキ旨併セテ其ノ筋ヨ  
リ通牒有之タルニ付キ右御了知相成度

記

(+) 基本金タル国債五万円ハ確実ナル信託会社ニ有価証券信託  
ト為シ左記条項ヲ挿入シタル約款ヲ作成シ法人設立許可後三  
週間以内ニ其ノ信託証書並契約書ノ写ヲ提出スルコト

イ、信託契約期間内契約ノ解除又ハ契約期間終了後本信託

財産ノ受領ヲ為サントスルトキハ文部大臣ノ承認ヲ受ク

ルコト

ロ、本契約ニ依ルノ受益權ハ文部大臣ノ承認アルニ非ザレ  
バ売買譲渡又ハ質權ノ目的ト為スコトヲ得ザルコト

(二) 信託契約期間終了後ハ遲滞ナク契約ノ更新ヲ為シ其ノ信託  
証書並契約書ノ写ヲ添ヘ文部大臣ニ報告スルコト

(三) 期間終了ノ際或ハ其他止ムヲ得ザル場合ニシテ受託者ヲ変  
更セントスルトキハ事前ニ文部大臣ノ承認ヲ受クルコト

(四) 法人ノ承継シタル負債ハ所定計画通り其ノ償還ヲ必ず履行  
シ事業經營上遺憾ナカラシムルコト

東普五一一号

財團法人杉並中学校

設立代表者 山崎芳次郎

昭和十五年十月二十四日附申請財團法人杉並中学校設立ノ件民  
法第三十四条ニ依リ許可ス

昭和十五年十一月三十日

文部大臣 橋田邦彦印

東普五一一号

昭和十五年十一月三十日

文部省普通学務局長印

東京府知事殿

(欄外注記3)

十一月四日辰学第一〇四八〇号ヲ以テ御進達ノ標記ノ件本日別  
紙ノ通指令相成リタル処右ハ本法人基本金ハ之ヲ信託トナシ且  
左記事項ヲ履行スルコトヲ条件トシテ特ニ詮議相成リタル儀ニ  
付此ノ旨御示達ノ上法人ノ事業經營上万遺憾ナキヲ期セラレ度  
追テ基本金管理ニ関シ受託者ニシテ不適當ト認メタルトキハ文  
部大臣ハ之ガ变更ヲ命ズルコトアルベキニ付此ノ旨併セテ御示  
達相成度

記

(一) 基本金タル国債五万円ハ確実ナル信託会社ニ有価証券信託  
ト為シ左記条項ヲ插入シタル約款ヲ作成シ法人設立許可後三  
週間以内ニ其ノ信託証書並契約書ノ写ヲ提出スルコト

イ、信託契約期間内契約ノ解除又ハ契約期間終了後本信託財  
産ノ受領ヲ為サントスルトキハ文部大臣ノ承認ヲ受クル  
コト

ロ、本契約ニ依ル受益權ハ文部大臣ノ承認アルニ非ザレバ賣  
買譲渡又ハ質權ノ目的ト為スコトヲ得ザルコト

(二) 信託契約期間終了後ハ遲滞ナク契約ノ更新ヲ為シ其ノ信託  
証書並契約書ノ写ヲ添ヘ文部大臣ニ報告スルコト

(三) 期間終了ノ際或ハ其他止ムヲ得ザル場合ニシテ受託者ヲ変  
更セントスルトキハ事前ニ文部大臣ノ承認ヲ受クルコト

(欄外注記1)

「収受辰学第一〇四八〇号」「判決十二月二十四日」「施行十二月  
二十六日」

(欄外注記2)

「完結」「記載済」

(欄外注記3)

「東京府宿直・昭和十五年十一月十三日」

内田秀五郎(印)  
東京市杉並区井荻三丁目四十一番地

山崎芳次郎(印)

(欄外注記1)

案起昭和十五年十一月一日

学務課主任(津木印)  
(秋口印)(原村印)

知事

学務部長(福内印) 学務課長(福内印)(阿部印)(水野印)

番号

東京市板橋区江古田二、〇七五番地  
東京市小石川区林町五十七番地  
岡本隆治(印)

年月日

知事

文部大臣宛

財団法人設立許可申請ノ件

財団法人杉並中学校〔目白学園〕設立ニ関シ山崎芳次郎其他ヨ

リ別紙ノ通り設立許可申請有之候ニ付調査候處支障無之モノト

被認

(表紙)

財団法人杉並中学校〔目白学園〕認可申請書

副本

(欄外注記2)

(欄外注記3)

委任状

杉並中学校〔目白学園〕財団法人設立許可申請  
拙者等儀山崎芳次郎氏ヲ財団法人杉並中学校〔目白学園〕設立

ニ関スル一切ノ手続ヲ委任候也

昭和十五年十月廿四日

申請人 富山県東砺波郡柳瀬村東開発四五四番地  
東京市杉並区井荻二丁目十八番地

佐藤助九郎(印)

(欄外注記3)

昭和十五年十月廿四日

佐藤助九郎(印)  
山崎芳次郎(印)

印紙  
式錢

内田秀五郎(印)  
増田穆(印)  
岡本隆治(印)  
盤若喜作(印)  
岩本春市(印)

委任状

拙者等儀山崎芳次郎氏ヲ杉並中学校々舎附属建物及備品等一切ヲ財団法人杉並中学校〔<sup>(抹消)</sup>目白学園〕ニ寄附行為ニ関スル件委任候也

昭和十五年十月廿四日

内田秀五郎(印)  
増田穆(印)  
山崎芳次郎(印)  
岡本隆治(印)  
岩本春市(印)

氏設立者トナリ又校長トシテ尽力中病転老齢ノ故ヲ以テ後事ヲ吾等ニ托サレ校長ノ職ヲ辞シ只管静養ノトコロ昭和十一年八月死去セラレタリ依テ吾等ハ創立者ノ志ヲ継ギ設立者トシテ本校更生発展ノ方途ヲ企圖努力中篤志家貴族院議員佐藤助九郎氏ハ吾等ノ苦衷ト青年教育ノ重要性ニ鑑ミラレ絶大ナル援助ヲ寄セラレ現在ノ如キ復興ヲ見ルニ至レル次第ナリ

然ルニ教育ノ事業タル偏ニ愛國的至情溢ル、次代大国民ヲ練成スルニアリテ、学校ハ天下ノ公機ニシテ設立者ト雖モ私スペキ性質ノモノニ非ザルト同時ニ又設立者ノ変更等ニヨリテ消長スベキ性質ノモノニ非ザルコトハ論ヲ俟タザル所ナリ

茲ニ於テ法律ノ定ムル所ニ従ヒ財團寄附行為ヲ断行シ法人ノ設定ヲナシ学校經營ヲ法人ニ委ネ以テ此事業ニ永久的生命ヲ保タシメ經營ト事業ヲ一層拡大強固ナラシメ益々江湖ノ希望ヲ充タシ、信頼ヲ厚ウシ、教育本来ノ目的達成ノタメニ一意邁進ゼントスルハ設立者一同衷心ノ念願ニシテ又斯カルコトコソ國家ニ対シ教育奉公ノ誠ヲ臻ス所以ナリト確信スルモノナリ

印紙  
式錢

財團法人杉並中学校〔<sup>(抹消)</sup>目白学園〕設立趣意書

本法人ニ於テ維持經營セントスル杉並中学校(旧称目白中学校)ハ故公爵近衛篤麿氏主宰ノ東亞同文会傍系事業トシテ私立中学校令ニ拠リ故侯爵細川護成氏外一名ニ依リ設立セラレ明治四十二年二月二十二日附ヲ以テ文部大臣ノ認可スルトコロトナリ爾來同氏ハ設立者トシ或ハ校長トシテ銳意育英事業ニ専念致サレシモ中途ニシテ病没セラレ侯爵ノ遺志ヲ繼承シテ故柏原文太郎

財團法人〔<sup>(抹消)</sup>目白学園〕杉並中学校寄附行為

第一章 総則

第一条 本法人ハ財團法人〔<sup>(抹消)</sup>目白学園〕杉並中学校ト称ス

第二条 本法人ノ事務所ヲ東京市杉並区中通町百六十四番地ニ置ク

第三条 本法人ハ教育勅語ノ聖旨ヲ奉載シ中学校令ニ基キ高等

普通教育ヲ施シ以テ皇國ノ負荷ニ任ズベキ國家有為ノ國民ヲ  
練成スルヲ以テ目的トス

生スル利子、入学検定料、授業料其ノ他ノ普通財産ヲ以テ支  
弁スルモノトス

第四条 本法人ハ前条ノ目的ヲ達セんカ為メ杉並中学校ヲ維持  
經營ス

### 第三章 資産及会計

第五条 本法人ノ資産ハ左ノ如シ

一、別紙財産目録記載ノ動産及不動産

二、本法人ノ事業ヨリ生ズル収入

三、将来取得スペキ寄附金、補助金

四、其ノ他ノ収入

第六条 本法人ノ資産ヲ分チテ基本財産及普通財産ノ二種トス  
基本財産ハ別紙財産目録中第一号ノ資産及将来基本財産ニ編  
入セラレタル資産ヲ以テ構成シ基本財産以外ノ資産ハ之ヲ普  
通財産トス 但寄附金ニシテ當該寄附者ノ指定アルモノハ其  
ノ指定ニ從フ

第七条 本法人ノ基本財産中現金ハ理事会ノ議決ニ依リ確実ナ  
ル有価証券ヲ購入スルカ又ハ郵便貯金若ハ確定ナル信託預金  
或ハ銀行預金トナシ理事長之ヲ保管ス

第八条 基本財産ハ之ヲ費消シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ズ但  
シ本会ノ事業遂行上已ムヲ得ザル事由アルトキハ理事会ノ議  
決ヲ經主務官庁ノ承認ヲ受ケ其ノ一部ニ限り之ヲ処分スルコ  
トヲ得

### 第四章 経 費

第九条 本法人ノ目的タル事業ノ遂行ニ要スル費用ハ資産ヨリ

### 第五章 役 員

第十四条 本法人ニ左ノ役員ヲ置ク

理 事	五名（内理事長一名、常務理事一名）
監 事	二名
評議員	十三名

第十五条 理事及監事ハ評議員会ニ於テ選任シ理事ハ互選ニヨ  
リテ理事長一名ヲ定ム 理事長ハ常務理事ヲ定ム 但シ理事  
中一名ハ左ノ職ニアルモノヲ以テ之ニ充ツ

一、学校長ノ職ニアル者

第十六条 評議員ハ学識名望アルモノ又ハ本法人ニ功劳アル者ノ中ヨリ理事会ニ於テ選任ス

第十七条 理事長ハ本法人ノ事務ヲ總理シ本法人ヲ代表シ 総  
テ會議ノ議長トナル 理事長事故アル場合ハ常務理事其ノ職  
務ヲ代行ス

第十八条 本法人ノ役員ノ任期ハ五年トス 但シ再任ヲ妨げズ  
補欠ニヨル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十九条 役員ハ其ノ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄ハ  
仍ホ其ノ職務ヲ行フ

第二十条 監事ハ民法第五十九条ノ職務ヲ行フ

第六章 会議

第二十一条 理事会ハ理事ヲ以テ組織ス

理事会ハ理事長ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ招集ス

第二十二条 理事会ハ理事ノ半数以上出席スルニ非ザレバ會議  
ヲ開クコトヲ得ズ 但シ書面ヲ以テ他ノ理事ニ委任シタルモ  
ノハ出席者ト看做ス

理事会ノ議決ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス 可否同數ナ  
ルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十三条 評議員会ハ評議員ヲ以テ組織シ本法人ノ重要ナル  
事項ヲ審議ス

第二十四条 評議員会ノ招集及開会、議決ニ関シテハ第二十一  
条第二項及第二十二条ノ規定ヲ準用ス

第七章 寄附行為ノ変更並ニ解散

第二十五条 本寄附行為ハ理事四分ノ三以上ノ同意ヲ得且主務  
官厅ノ認可ヲ得ルニアラザレバ変更スルコトヲ得ズ

第二十六条 本法人ノ解散ハ理事全員ノ同意ヲ得且主務官厅ノ  
許可ヲ受クルコトヲ要ス

第二十七条 本法人解散ノ場合ニ於ケル残余財産ハ理事全員ノ  
同意ヲ得タル上主務官厅ノ許可ヲ得テ之ヲ処分ス

第八章 附則

第二十八条 本寄附行為施行ニ關スル細則ハ理事会ノ議決ヲ經  
テ別ニ之定ム

第二十九条 本財團法人設立当初ニ於ケル理事及監事左ノ如シ

理 事 長 佐 藤 助九郎

常務理 事 山 崎 芳次郎

理 事 内 田 秀五郎

同 岩 本 春 市

常任監事 増 田 穆

盤 若 喜 作

監 事 岡 本 隆 治

財産目録（昭和十五年五月 日現在）

(一) 土 地

(二) 建 物



額面金五万円也

但昭和拾五年拾月拾日現在保護預り品

一、木造スレート葺平家建 壱棟  
建坪 八坪

右之通り証明候也

昭和拾五年拾月拾日

株式会社第百銀行番町支店

支店長 今泉 政印

財團法人杉並中学校〔(抹消)目白学園〕設立者  
代表 山崎芳次郎殿

山崎芳次郎 (印)

昭和十五年十月廿四日

印

杉並中学校

理事長 佐藤助九郎殿

写 建物証明願  
建物ノ表示

東京市杉並区中通町百六拾四番地所在

一、木造スレート葺参階建 壱棟  
建坪 弐百八拾四坪七合参勺

武階 弐百八拾五坪貳合参勺

参階 壱百四拾八坪

財團法人杉並中学校〔(抹消)目白学園〕設立ニ当リ左記財産ヲ寄附候  
也

記

甲基本財産

一、建物

東京市杉並区中通町百六拾四番地所在

一、木造スレート葺参階建 壱棟  
建坪 弐百八拾四坪七合参勺

同所同番地所在

一、木造スレート葺平家建 壱棟  
建坪 壱百四拾坪

同所同番地所在

一、木造スレート葺平家建 壱棟  
建坪 八坪

右建物ハ拙者所有ノ建物ニ相違無之コトヲ御証明相成度此段及  
御願候也

同所同番地所在

昭和十五年十月八日

同所同番地所在

一、木造スレート葺平家建 壱棟  
建坪 壱百四拾坪

東京市杉並区井荻三丁目四十一番地

右所有者申請人

山崎芳次郎(印)

富山県東砺波郡柳瀬村東開発四五四番地

佐藤助九郎

私儀

証第一六五五号

右証明候也

昭和十五年拾月八日

東京市杉並区長田中直次

昭和十五年十月廿四日

右

寄附申込書

財団法人杉並中学校〔~~目白学園~~〕設立ニ当リ左記財産ヲ寄附候  
(抹消)

也

乙 普通財産

一、地上権

二、備品並ニ図書（別紙財産目録ニ依ル）

昭和十五年十月廿四日

右

財団法人目白学園理事就任承諾書  
東京市杉並区井荻二丁目十八番地  
(抹消)

内田秀五郎

私儀

財団法人杉並中学校〔~~目白学園~~〕理事就任承諾仕候也  
昭和十五年十月廿四日

右

内田秀五郎(印)

財団法人杉並中学校〔~~目白学園~~〕設立者  
(抹消)

岩本春市(印)

代表 山崎芳次郎

財団法人杉並中学校〔~~目白学園~~〕設立者  
(抹消)

代表 山崎芳次郎

財団法人目白学園理事就任承諾書  
東京市杉並区井荻三丁目四十一番地

財団法人杉並中学校〔~~目白学園~~〕理事就任承諾仕候也  
(抹消)

佐藤助九郎(印)

私儀

東京市杉並区長田中直次

山崎芳次郎

私儀

財団法人杉並中学校〔目白学園〕理事就任承諾仕候也  
 昭和十五年十月廿四日

財団法人杉並中学校〔目白学園〕理事就任承諾仕候也  
 (抹消)

昭和十五年十月廿四日

右  
山崎芳次郎(印)

山崎芳次郎(印)

財団法人杉並中学校〔目白学園〕設立者  
 代表 山崎芳次郎殿

増田 穆(印)

(抹消)

東京市杉並区高円寺一丁目四五〇番地  
 盤若喜作

財団法人目白学園監事就任承諾書  
 盤若喜作

財団法人目白学園理事就任承諾書

東京市世田ヶ谷区深沢町四丁目一二五番地

私儀

財団法人杉並中学校〔目白学園〕理事就任承諾仕候也  
 (抹消)

昭和十五年十月廿四日

右

私儀

財団法人杉並中学校〔目白学園〕監事就任承諾仕候也  
 (抹消)

財団法人杉並中学校〔目白学園〕理事就任承諾仕候也  
 (抹消)

昭和十五年十月廿四日

右  
岩本春市(印)

私儀

財団法人杉並中学校〔目白学園〕設立者  
 代表 山崎芳次郎殿

私儀

財団法人杉並中学校〔目白学園〕設立者  
 代表 山崎芳次郎殿

財団法人目白学園監事就任承諾書  
 東京市小石川区林町五十七番地

私儀

財団法人目白学園理事就任承諾書

東京市板橋区江古田二、〇七五番地

岡本隆治  
私儀増田 穆  
私儀

財団法人杉並中学校〔目白学園〕監事就任承諾仕候也  
 (抹消)

昭和十五年十月廿四日

右

岡本隆治（印）

経歴

明治二十四年三月、東京府豊多摩郡井荻村立桃井第一尋常高等

小学校高等科卒業

財団法人杉並中学校〔目白学園〕設立者  
代表 山崎芳次郎殿

(写)履歴書

本籍 富山県東砺波郡柳瀬村東開発四五四番地  
現住所 同

佐藤助九郎

明治式拾九年拾月式拾式日生

年月日	履歴事項	官公署名
大正七年七月	早稻田大学専門部政治經濟科卒業	早稻田大学
昭和十四年九月	同年九月研究科ニ入り経済学専攻一ヶ年 貴族院議員ニ当選	
昭和六年十一月	富山県東砺波郡柳瀬村長ニ就任	

右ノ通リニ候也

昭和十五年十月廿四日

右

佐藤助九郎（印）

本籍 東京市杉並区井荻二丁目十八番地  
内田秀五郎  
明治九年十一月一日生

履歴書

自大正十三年六月、至現在東京府會議員  
自大正十四年九月、至同十五年九月東京府參事會員  
自大正十五年四月、至昭和七年九月豊多摩郡農會長  
昭和二年十月、淀橋稅務署管内土地賃貸価格調査委員  
自昭和三年三月、至現在産業組合中央会東京市會議員  
自昭和五年三月、至同七年九月豊多摩郡病院組合會議員  
自昭和六年十一月、至昭和七年九月豊多摩郡教育會理事長  
自昭和七年十月、至現在東京府農會副會長  
自昭和七年十一月、至現在東京市會議員  
自昭和十年四月、至同十一年五月東京市參事員  
自昭和十三年五月、新宿青果株式会社々長  
自昭和十五年四月、東京府物価統制協力會議副議長

自昭和十五年八月二十日、東京府青果配給統制中央委員

昭和十五年十月廿四日

学業及免許状

明治四十五年三月

京北中学校卒業

右

内田秀五郎(印)

大正四年四月 同校本科(数、物、化学部)ニ進学

大正七年三月廿六日 同校本科履習科目数学物理学中物理学専

攻、同科卒業証書(第一二七号)受領

大正七年三月廿六日 教員免許状令第三条ニ依リ師範学校、中

学校、高等女学校物理学科教員免許状(免

山崎芳次郎

明治三十年二月二十日生

第二七八七号)受領

業務

大正七年 四月 目白中学校兼東京同文書院教師ニ就任爾來勤

続今日ニ及ブモ東京同文書院ハ昭和九年度廃

校

目白中学校ハ昭和十年四月十日杉並中学校ト

改称スルコトヲ許可セラレ同時ニ同校設立者

ノ一員タルノ認可ヲ受ク

- 一、大正四年 参月 富山県立高岡中学校四年修業
- 一、大正七年 七月 早稲田大学専門部政経科三年退学
- 一、大正八年 十二月 南滿州鉄道株式会社入社
- 一、昭和七年十一月 杉並区會議員
- 一、昭和拾五年五月 淀橋税務署管内所得調査委員
- 昭和十五年十月廿四日

右

山崎芳次郎(印)

昭和十四年三月廿二日 杉並中学校長事務取扱ニ就任

昭和十五年三月 杉並中学校長就任

賞罰

ナシ

兵役

国民兵役ニ編入サル

右之通り相違無之候也

(写) 履歴書

本籍 山口県厚狭郡高千帆町大字東高泊千百參拾六番地

現住所 東京市世田ヶ谷区深沢町四丁目百武拾五番地

岩本春市

明治廿四年五月十五日生

昭和十五年十月十二日

右

岩本春市印

" 一五、七、一 任地方事務官  
" 一五、八、二六 叙勲六等授瑞寶章

昭和二、六、二九 叙高等官六等  
" 二、九、一五 叙正七位

(写)履歴書

本籍 東京市板橋区江古田二千七十五番地  
現住所 右同

士族 増田 穆

明治二十年三月十九日生

学歴及免

茨城県立水戸中学校卒業

明治三九、三、二五  
" 四三、九、二〇 私立明治大学法律科専門部正科へ入学

大正二、七、二 同校法律科専門部正科全科卒業

" 五、三、一六 任内務局（給十一級俸）

" 九、八、三 薩哈唶軍政部附ヲ命ズ（現職ノマニ）

" 九、一〇、二二 薩哈唶軍政部附ヲ免ス

" 九、一一、一 大正三年乃至九年戦役従軍記章授与

" 九、一二、一 大正四年乃至九年戦役ノ功ニ依リ勲八等瑞宝章及金式百式十円ヲ賜フ  
右之通り相違無之候也

昭和十五年十月十四日

右

増田 穆印

" 一三、一三、五、二九 叙正八位  
" 一四、一三、六、三〇 叙勲七等授瑞宝章  
" 一四、一五、一五 叙高等官七等  
" 一四、六、一 叙從七位

" 三、一、一、一六 大礼記念章ヲ授与セラル  
" 四、一、二九 任東京市主事（八級下俸）  
商工課勤務ヲ命ズ

" 七、九、三〇 任荏原区長（七級俸）

" 八、一一、一 任王子区長

" 九、六、三〇 任杉並区長（七級俸）

" 一二、三、三一 東京市杉並工業学校長事務取扱ヲ命ス

" 一二、三、三一 東京市杉並商業学校長事務取扱ヲ命ス

" 一二、四、一 東京市杉並農産工芸学校長事務取扱ヲ

命ス

" 一三、五、九 任東京市主事（給五級俸）

港湾部庶務課長ヲ命ス

" 一四、六、二〇 経済局中央卸売市場管理課長ヲ命ズ

(写)

## 履歴書

本籍地

富山県高岡市金屋町百武拾武番地

現住所

東京市杉並区高円寺一丁目四五〇番地

岡本隆治

現住所 東京市小石川区林町五十七番地

明治十七年一月二十五日生

戸主 盤若喜作

明治参拾參年拾月武拾八日生

## 学業

学歴

明治三十七年七月 第七高等学校造士館ニ入学、同四十年七月卒業

一、明治四拾年四月 高岡市立横目町尋常小学校へ入学、大正

武年參月同校卒業

一、大正武年四月 高岡市立高岡商業学校へ入学、大正七年參

月同校卒業

一、大正七年四月 官立長崎高等商業学校へ入学、大正拾年參

月同校卒業

## 業務

明治四十年七月 東京帝国大学文学部英吉利文学科ニ入

学、大正二年七月卒業

一、大正二年九月 私立日白中学校講師就任、昭和十四年三月辞任

一、大正十年四月 立教大学講師ニ就任、大正十四年三月辞任

職歴

一、昭和五年武月 商工大臣俵孫一ヨリ計理士タルノ登録ヲ受

ク 賞罰

一、大正十年五月 日本大学講師ニ就任

一、大正十五年四月 日本大学予科教授ニ就任

一、昭和二年四月 日本大学高等師範部講師ニ就任

一、昭和八年四月 私立日白中学校々長事務取扱ニ就任、同十年三月辞任

一、昭和十一年四月 私立杉並中学校校長ニ就任、同十二年七月辞任

右

盤若喜作(印)

右之通り相違無之候也

昭和拾五年拾月

昭和十五年十月

右

(写) 履歴書

本籍 大坂市東淀川区長柄中通四丁目五十一番地

岡本隆治(印)

(写) 収第九六八号

身分証明書

本籍 富山県東砺波郡柳瀬村東開発四百五十四番地

戸主 佐藤助九郎

明治式十九年拾月式十式日生

一、兵役ノ関係ナシ

一、禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコトナシ

一、家資分産若クハ破産ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ

前書ノ通リニ相違ナキコトヲ証明ス

昭和十五年拾月十五日

富山県東砺波郡柳瀬村長 佐藤助九郎代理

助役 高原耕造□

(写) 身分証明書

本籍 東京市杉並区井荻二丁目十八番地

戸主道治父 内田秀五郎

明治九年十一月一日生

(写) 身分証明願

本籍 東京市板橋区江古田町二千七十五番地

増田 穆

明治二十年三月十九日生

一、刑罰ヲ受ケタルコトナシ

一、禁治產、準禁治產ノ宣告ヲ受ケタルコト無シ

一、破産、家資分散ノ宣告又ハ身代限ノ処分ヲ受ケタルコト無シ

シ

一、兵役關係ナシ

右証明候也

昭和十五年十月九日

東京市杉並区長 田中直次□

(写) 身分証明書

本籍 東京市杉並区井荻三丁目四十一番地

戸主 山崎芳次郎

明治三十年式月式十日生

一、刑罰ヲ受ケタルコト無シ

一、禁治產、準禁治產ノ宣告ヲ受ケタルコト無シ

一、破産、家資分散ノ宣告又ハ身代限ノ処分ヲ受ケタルコト無シ

シ

一、兵役關係ナシ  
右証明候也

昭和十五年十月九日

東京市杉並区長 田中直次□

右御証明相成度此段相願候也

昭和十五年十月十二日

右相違無キ事ヲ証明ス  
昭和十五年拾月拾一日

所在 東京市板橋区江古田町二千七十五番地

右

増田 穂印書

富山県高岡市金屋町百武拾武番地

板橋区長 藤原 誠殿

戸兵証第九六八七号

右証明候也

昭和十五年十月十二日

東京市板橋区長 藤原 誠□

- 一、罰金以上ノ刑ヲ受ケタルコトナシ
- 一、家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ
- 一、禁治產又ハ準禁治產ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ

右証明ス

昭和十五年十月十六日

高岡市長 木津太郎平□

大字東高泊千百參拾六番地  
戸主茂一弟 岩本春市

明治二十四年五月拾五日生

(写) 身元証明書

大阪市東淀川区長柄中通四丁目五十一番地

戸主 岡本隆治

明治十七年一月二十五日生

証明事項

- 一、刑罰ヲ受ケタルコトナシ

右相違無之旨御証明被成下度候也

昭和十五年拾月拾一日

右証明ス

昭和十五年拾月廿武日

岩本春市印

高千帆町長 高橋清治殿

大阪市東淀川区長 井上厚三郎□







本契約内容ハ昭和拾年参月壱日附第拾參万四千貳百參拾壱号昭和拾四年六月五日附第拾五万千四百九拾貳号公証人木村冬雄作成ノ公正証書ト同様トシ、当方ニ於テ杉並中学校ヲ財団法人ト為スペク出願中ニ付許可相成次第右式通ノ公正証書書替ト同時ニ公正証書作成可仕事ヲ認諾ス、万一右許可ナキ時ハ貴殿ノ申出ニ依リ何時ニテモ公正証書作成ニ応スペク連署ヲ以テ仮書一札差人置候也

昭和十五年拾月壱日

内田秀五郎(印)  
増田 穆(印)  
山崎芳次郎(印)  
岡本 隆治(印)

田中機法殿

自同十七年四月一日  
至同十八年三月三十日 金八千円  
自同十九年四月一日 金壹万円  
自同二十年三月三十日 金壹万円

#### 利息支払方法

利息ハ年七分ト定メ毎月末日限り右元利共麴町住友銀行支店甲ノ当座戻ヘ振込ムモノトス

但シ利率ハ金融界変動アル場合ハ是ニ応シテ甲ニ於テ更改ス  
第三条 乙ハ甲ニ対シ第一条項ニヨリ左記ヲ担保トシテ不動産ニ対シ抵当権ヲ設定ス

(イ) 杉並中学校増築校舎建物全部

(ロ) 杉並中学校々舎増築 敷地々上権  
(別紙明細書通り)

(別紙明細書通り)

但シ右手続ノ費用一切ハ乙ノ負担トスルコト

第四条 甲ハ右第一条ノ貸付ヲナシタルトキハ乙ハ該債務完了迄杉並中学校々舎並ニ動産ノ各火災保険証券ニ火災保険金受取人ヲ甲ト記載スルコト

第五条 乙ハ第二条ノ債務完済迄杉並中学校代表理事トシテ校務一切ノ責任ヲ負ヒ同校及債権者ノ為メ尽力ヲナスコト  
第六条 乙ハ前各項ニ違背シタル場合ハ甲ニ於テ如何ナル処

#### 元金弁済方法

自昭和十五年四月一日 金貳千五百円  
至同十六年三月三十日  
自同十七年四月一日 金六千円

本契約成立ヲ証スル為メ本書式通ヲ作成シ甲及乙ニ於テ各壱通宛ヲ所持スルモノトス

